

聖マリア学院大学専攻科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、聖マリア学院大学学則第3条の2に基づき、聖マリア学院大学専攻科(以下「専攻科」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 専攻科は、看護学部の基礎の上に、助産学に関する専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(専攻)

第3条 専攻科に次の専攻を置く。
助産学専攻

(学生定員)

第4条 専攻科の入学定員は次のとおりとする。
助産学専攻 10人

(修業年限及び在学年限)

第5条 専攻科の修業年限は1年とし、2年を超えて在学することはできない。

(授業科目)

第6条 専攻科において開設する授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(修了)

第7条 専攻科に1年以上在学し、別表第2に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を徴して学長が修了を認定する。
2. 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(入学資格)

第8条 専攻科に入学することのできる者は、看護師資格を有する女子で、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育法における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(編入学等の制限)

第9条 専攻科への編入学、転入学及び再入学は認めない。

(休学の期間)

第 10 条 休学期間は、1 年以内とする。

2. 前項の休学期間は、第 5 条に定める在学期間には算入しない。

(検定料等の金額)

第 11 条 専攻科の検定料、入学金、授業料その他の費用は、別表第 3 のとおりとする。

2. 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の経費を徴収することがある。

(その他)

第 12 条 専攻科に関し、本規則に定める以外の事項は、聖マリア学院大学学則の定めるところによる。

付則 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。